

* 市県民税の計算方法について *

手順1 所得金額の算出

収入から必要経費を差し引き、所得金額を算出します。

収入金額	-	必要経費	=	所得金額
------	---	------	---	------

※ 給与所得は、給与収入から【給与所得金額の計算表】(P17)を用いて計算します。

※ 公的年金に係る雑所得は、公的年金の収入から【公的年金等の雑所得の計算表】(P18)を用いて計算します。

※ 給与所得と公的年金等に係る雑所得がどちらもあるかたは次のように給与所得を算出します。

給与所得 (上限10万円)	+	公的年金等に係る雑所得 (上限10万円)	-10万円=	所得金額調整控除 (マイナスの場合は0)
------------------	---	-------------------------	--------	-------------------------

給与所得金額の計算表(P17)を 基に算出した給与所得	-	所得金額調整控除	=	給与所得
--------------------------------	---	----------	---	------

手順2 課税標準額の算出

所得金額から所得控除額を差し引き、課税標準額(課税対象となる所得)を算出します。

所得金額	-	所得控除額	=	課税標準額
所得の種類はP20を ご覧ください		所得控除の種類は P21~23をご覧ください		

手順3 所得割額の算出

課税標準額に税率10%(市民税6%、県民税4%)を乗じ、税額控除額を差し引いて所得割額を算出します。

課税標準額	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">市民税 6%</td> <td style="width: 50%;">県民税 4%</td> </tr> </table>	税率		市民税 6%	県民税 4%	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>税額控除額</th> </tr> <tr> <td>税額控除の種類は P24・25をご覧ください</td> </tr> </table>	税額控除額	税額控除の種類は P24・25をご覧ください	=	所得割額
税率												
市民税 6%	県民税 4%											
税額控除額												
税額控除の種類は P24・25をご覧ください												

手順4 市県民税額の算出

所得割額に均等割額4,800円(市民税3,000円、県民税1,800円)を足して、市県民税額を算出します。

所得割額	+	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">均等割額</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">市民税 3,000円</td> <td style="width: 50%;">県民税 1,800円</td> </tr> </table>	均等割額		市民税 3,000円	県民税 1,800円	=	市県民税の 年税額
均等割額								
市民税 3,000円	県民税 1,800円							

※ 土地・建物の譲渡や株式の譲渡などによる所得は税率が異なります。

※ 県民税均等割額1,800円には秋田県水と緑の森づくり税800円が含まれます。

※ 令和6年度から森林環境税(国税)1,000円も均等割額と併せて市が徴収します。



【給与所得金額の計算表】

給与等の収入金額(円)	給与所得の金額	
550,999円以下	0円	
551,000円～1,618,999円	収入金額－550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	収入金額÷4=B (千円未満切り捨て)	B×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円		B×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円		B×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円	
8,500,000円以上	収入金額－1,950,000円	

○給与所得があるかたの計算例

<令和5年分 給与所得の源泉徴収票>

(1) 給与所得金額の計算表より給与所得を求めます。

$$3,794,854円 \div 4 = 948,713円$$

千円未満切捨 948,000円

$$948,000円 \times 3.2 - 440,000円 = 2,593,600円 \dots \textcircled{1}$$

- ※ 給与所得＝給与所得控除後の金額
- ※ 給与収入が850万円超のかたであれば、所得金額調整控除を適用できる場合があります。

(2) 所得控除の内訳

(控除の種類と内訳についてはP21～23をご覧ください。)
 所得税と市県民税では同じ控除であっても、控除額が異なります。
 確定申告書や源泉徴収票などに記載されているのは所得税の控除額です。
 市県民税の控除額に置き換えて計算します。

社会保険料控除	493,331円	} 所得控除額合計 1,305,615円…②
生命保険料控除	35,000円	
地震保険料控除	17,284円	
配偶者控除	330,000円	
基礎控除	430,000円	

(3) ①の所得金額から②所得控除額を差し引き、課税標準額（課税対象となる所得）を算出します。
 2,593,600円－1,305,615円＝1,287,985円
 千円未満切捨 1,287,000円（課税標準額）…③



(4)③の課税標準額に税率10%（市民税6%、県民税4%）を乗じ、税額控除額を差し引いて所得割額を算出します。

税額控除（調整控除などの算出のしかた）についてはP24・25をご覧ください。

・所得税と市県民税の人的控除額の差額を調整します（調整控除）。

配偶者控除	50,000円	} 調整控除額合計 100,000円…④
基礎控除	50,000円	

※ 課税標準額③が200万円以下なので、課税標準額③と調整控除額合計④のいずれか小さい額の5%（市3%・県2%）に相当する金額を控除します。

1,287,000円（課税標準額③） > 100,000円（調整控除額合計④）

市民税調整控除額	100,000円×3%=3,000円
県民税調整控除額	100,000円×2%=2,000円

市民税所得割額 1,287,000円×6%−3,000円=74,220円 → 74,200円(100円未満切捨)

県民税所得割額 1,287,000円×4%−2,000円=49,480円 → 49,400円(100円未満切捨)

(5)所得割額に均等割額4,800円（市民税3,000円、県民税1,800円）を足して、市県民税額を算出します。令和6年度から森林環境税（国税）1,000円も均等割額と併せて市が徴収します。

市民税 74,200円+3,000円=77,200円

県民税 49,400円+1,800円=51,200円

森林環境税（国税）1,000円

市県民税（年税額）129,400円

【公的年金等の雑所得の計算表】

●65歳以上のかた（昭和34年1月1日以前生まれのかた）

公的年金等の収入金額 =Aとする	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1千万円以下	1千万円超2千万円以下	2千万円超
330万円未満	A−110万円	A−100万円	A−90万円
330万円以上410万円未満	A×75%−27万5千円	A×75%−17万5千円	A×75%−7万5千円
410万円以上770万円未満	A×85%−68万5千円	A×85%−58万5千円	A×85%−48万5千円
770万円以上1千万円未満	A×95%−145万5千円	A×95%−135万5千円	A×95%−125万5千円
1千万円以上	A−195万5千円	A−185万5千円	A−175万5千円

※ 収入が年金だけの場合、他の人の扶養になれる年金収入は158万円以下です。
また、年金収入が151万5千円以下のかたは非課税です（P3参照）。

●65歳未満のかた（昭和34年1月2日以後生まれのかた）

公的年金等の収入金額 =Aとする	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1千万円以下	1千万円超2千万円以下	2千万円超
130万円未満	A−60万円	A−50万円	A−40万円
130万円以上410万円未満	A×75%−27万5千円	A×75%−17万5千円	A×75%−7万5千円
410万円以上770万円未満	A×85%−68万5千円	A×85%−58万5千円	A×85%−48万5千円
770万円以上1千万円未満	A×95%−145万5千円	A×95%−135万5千円	A×95%−125万5千円
1千万円以上	A−195万5千円	A−185万5千円	A−175万5千円

※ 収入が年金だけの場合、他の人の扶養になれる年金収入は108万円以下です。
また、年金収入が101万5千円以下のかたは非課税です（P3参照）。



